

西海市農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦及び募集実施要領

西海市及び西海市農業委員会では、農業委員会等に関する法律に基づき、現農業委員及び現農地利用最適化推進委員の令和5年7月19日での任期満了に伴う、次期農業委員及び次期農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を行います。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となる推薦及び募集手続き等について、下記の要領により実施します。

記

1. 業務内容

1) 農業委員

身 分	地方公務員法第3条第3項1号に規定する特別職の非常勤職員
職務内容	・ 農地の権利移動や転用等に係る調査及び許認可審議（毎月1回の定例会出席） ・ 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び指導業務 ・ 地域計画の策定・変更に関する業務 ・ その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加
報 酬	会長 基本給 年額348,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額 委員 基本給 年額288,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額 （「西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給）

2) 農地利用最適化推進委員

身 分	地方公務員法第3条第3項2号に規定する特別職の非常勤職員
職務内容	・ 担当区域内の農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整と業務推進 ・ 地域計画の策定・変更に関する業務 ・ 農地利用最適化に係る研修会等への参加
報 酬	推進委員 基本給 年額252,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額 （「西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給）

2. 任用期間

- 1) 農業委員 3年（令和5年7月20日～令和8年7月19日）
- 2) 農地利用最適化推進委員 3年（委嘱された日～令和8年7月19日）

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格要件

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、それぞれ次の1) 農業委員及び2) 農地利用最適化推進委員に掲げる者であって、且つ、3) 共通条件事項の要件のいずれにも該当すること。なお、4) 欠格事項のいずれかに該当する者は、農業委員及び農地利用最適化推進委員となることはできない。

1) 農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

2) 農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

3) 共通条件事項（農業委員及び農地利用最適化推進委員）

- ・市が設置する他の付属機関等の委員は兼務が禁止されていない者
- ・市の職員でない者

4) 欠格条項（農業委員及び農地利用最適化推進委員）

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・西海市暴力団排除条例（平成24年西海市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

4. 推薦及び募集を行う人数

1) 農業委員 19名

※団体等からの推薦及び応募者の中から、認定農業者等を過半数、利害関係のない者1人以上、女性や青年を配慮して選任します。

2) 農地利用最適化推進委員 30名

○農地利用最適化推進委員が担当する地区割り表

注：推薦及び応募において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方の候補者となることはできるが、農業委員と農地利用最適化推進委員を兼任することはできない。

No.	担当区域名	定数	区域内の主たる大字名
1	西彼町第1区	2	伊ノ浦郷、小迎郷、八木原郷
2	西彼町第2区	2	大串郷、平山郷、鳥加郷
3	西彼町第3区	2	白崎郷、下岳郷、上岳郷、喰場郷
4	西彼町第4区	2	平原郷、白似田郷、風早郷
5	西彼町第5区	2	亀浦郷、宮浦郷、中山郷
6	西海町第1区	1	木場郷、丹納郷
7	西海町第2区	3	太田原郷、川内郷、水浦郷
8	西海町第3区	2	横瀬郷
9	西海町第4区	2	面高郷、天久保郷、黒口郷
10	西海町第5区	1	太田和郷
11	西海町第6区	3	中浦北郷、中浦南郷、七釜郷
12	大島町・崎戸町	1	大島町、蠣浦郷、本郷、江島、平島
13	大瀬戸町第1区	2	多以良内郷、多以良外郷
14	大瀬戸町第2区	2	瀬戸下山郷、瀬戸羽出川郷、瀬戸東濱郷、瀬戸西濱郷、瀬戸檜浦郷、瀬戸板浦郷、瀬戸福島郷
15	大瀬戸町第3区	3	松島内郷、松島外郷、雪浦小松郷、雪浦下郷、雪浦下釜郷、雪浦上郷、雪浦河通郷、雪浦奥浦郷、雪浦幸物郷、雪浦久良木郷

5. 推薦及び募集を行う期間

令和5年2月21日（火）から令和5年3月20日（月）まで

6. 推薦及び募集に係る手続

1) 推薦による手続

- ①農業者等からの推薦にあたっては、当該農業者等の代表が文書をもって推薦するものとする。
- ②農業者が組織する団体等からの推薦にあたっては、当該団体及び組織の代表者の文書をもって推薦するものとする。

③推薦する文書には、次の事項を記載するものとする。

- ・推薦をする者の代表者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- ・推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- ・推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・推薦の理由
- ・推薦をする者が、推薦を受ける者について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦しているか否かの別
- ・農業委員の推薦にあつては、推薦を受ける者が認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者に該当するか否かの別（注：農業委員のみ記載）
- ・農地利用最適化推進委員の推薦にあつては、4. 2) で示す農地利用最適化推進委員が担当する地区割表において推薦する地区名（注：農地利用最適化推進委員のみ記載）

④推薦をする者の代表者及び団体等は、各委員にかかる上記の必要事項を記載した上で、西海市農業委会の委員の選任に関する規則又は西海市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に定める様式により、農業委員にあつては西海市長宛に、農地利用最適化推進委員にあつては農業委員会宛に提出するものとする。

2) 応募による手続

①一般募集に応募するものは、次の事項を記載するものとする。

- ・応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ・応募の理由
- ・応募する者が、農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方に応募しているか否かの別
- ・農業委員の応募にあつては、応募する者が認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者に該当するか否かの別（注：農業委員のみ記載）
- ・農地利用最適化推進委員の応募にあつては、4. 2) で示す農地利用最適化推進委員が担当する地区割表において応募する地区名（注：農地利用最適化推進委員のみ記載）

②応募する者は、各委員にかかる上記の必要事項を記載した上で、西海市農業委会の委員の選任に関する規則又は西海市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則に定める様式により、農業委員にあつては西海市長宛に、農地利用最適化推進委員にあつては農業委員会宛に提出するものとする。

7. 推薦及び募集にかかる書類の提出

推薦をする者の代表者及び団体等並びに一般募集に応募する者は「推薦及び応募に係る手続」による必要事項を記載したうえで、指定した文書に関係書類を添えて、市役所に提出するものとする。

1) 提出方法

書類は封入のうえ、郵送又は持参により提出する。

なお、郵送による提出は、募集期限までに市役所に必着するものとする。

2) 提出場所及び問い合わせ先

〒857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2278番地2

西海市農業委員会事務局（第3別館）

☎ 0959-37-0080（直通）

8. 推薦及び募集状況の公表

推薦及び応募の状況及び結果について、市ホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに次のとおり公表する。

1) 推薦及び募集状況の公表

- ・中間報告 令和5年3月10日
- ・最終報告 令和5年3月31日

2) 公表する事項

- ・推薦をする者の住所又は推薦をする法人・団体等の所在地以外の規定された事項
- ・推薦を受けた者及び応募した者の住所以外の規定された事項
- ・推薦を受けた者の数及び応募した者のうち認定農業者等の数

9. 選考方法

1) 農業委員

西海市農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。なお、必要に応じて、面接や関係者からの意見聴取等を行う場合がある。

結果については、令和5年6月定例会市議会の選任同意を得たのち、市ホームページ等により公表する。なお、候補者評価委員会による結果の通知文書等を行わない。

2) 農地利用最適化推進委員

農業委員会の総会において、提出された書類をもとに選考する。なお、必要に応じて西海市農業委員候補者評価委員会へ意見を求めることがある。また、必要に応じて面接や関係者からの意見聴取等を行う場合がある。

結果については、新たな農業委員による総会での決定によることから、その後に市ホームページ等により公表する。

10. その他の注意事項

- 1) 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しない。
- 2) 推薦届出書及び応募届書の提出は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の候補者となるためのもので、委員及び推進委員となることが決定されたものではない。
- 3) 推薦及び応募等に関する経費は、関係当事者の自己負担とする。
- 4) 推薦及び応募等に係る様式は、西海市農業委員会に備え付けるほか、下記の市ホームページからダウンロードして入手すること。